

主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

本件再抗告の趣意は、別紙書面記載のとおりである。

所論は、憲法三七条一項、一一条違反を主張するが、裁判が迅速を欠いたかどうかということは、場合によつては係官の責任の問題を生ずるかも知れないけれども、そのため裁判破毀の理由となるものではないことは当裁判所の判例とするところである（昭和二三年（れ）第一〇七一号同年一二月二二日大法廷判決、集二巻一四号一八五三頁）から、所論は理由がない。

よつて、少年審判規則五三条一項、五四条、五〇条により、裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和四二年一月三〇日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	奥	野	健	一
裁判官	城	戸	芳	彦
裁判官	石	田	和	外
裁判官	色	川	幸	太郎